

真庭市手話言語施策ロードマップについてご意見を募集します

－真庭市手話言語施策ロードマップ（案）に係るパブリックコメント手続実施要綱－

■ 条例の策定の趣旨及び背景

本市では、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すため、真庭市手話言語条例の制定を予定しています。

このたび、この条例の第8条に基づき、手話が音声言語である日本語と対等の「言語」であるとの認識のもと、「総合的かつ計画的」に推進するため、真庭市が実施している・実施を検討している施策をまとめた「手話言語施策ロードマップ（案）」を作成しました。

この内容についてパブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する条例案の名称

真庭市手話言語施策ロードマップ(案)

■ ご意見の募集期間

令和3年3月2日（火）から令和3年3月28日（日）まで

■ 条例案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、健康福祉部福祉課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して次のいずれかの方法によりご提出ください（口頭あるいは電話でのご意見は不可とします。）。また、事前に福祉課あてにご連絡いただければ手話による意見提出の方法を調整させていただきます。

- (1) 直接提出 健康福祉部福祉課又は各振興局地域振興課
- (2) 郵送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2
真庭市健康福祉部福祉課 宛
※令和3年3月28日（日）当日の消印有効
- (3) ファクシミリ FAX (0867) 42-1369 真庭市健康福祉部福祉課宛
- (4) 電子メール 電子メールアドレス fukushi@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見は、ロードマップの参考にさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。
- (3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしません。
- (4) 募集結果の公表の際には、ご意見の概要のみを公表し、住所、氏名等は公表しません。
- (5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市健康福祉部福祉課 TEL 0867-42-1581、FAX 0867-42-1369
電子メールアドレス fukushi@city.maniwa.lg.jp